

『沖縄県 NPO プラザ』

バナナ通信

発行日：2005年11月10日
発行：沖縄県NPOプラザ
〒900-0034
沖縄県那覇市東町1-1
県那覇東町会館3階
TEL：098-941-3113
FAX：098-941-3114
E-mail:npo-plaza@
tontonme.ne.jp

沖縄県内のNPO法人数

193法人

(10月末現在)

★10月に認証されたNPO法人★

- ・特定非営利活動法人 一十
- ・特定非営利活動法人 マーズ
- ・特定非営利活動法人 沖縄安全・安心まちづくりステーション
- ・特定非営利活動法人 セーふあの会

今月号の紙面から

2・3面:NPO法人紹介

NPO法人 前島アートセンター 岡田 有美子 氏

4面:沖縄キリスト教学院とNPOの新しい関係

沖縄キリスト教学院大学 新垣 誠 氏

5面:事務所の住所・電話番号の変更の届出方法

沖縄県文化環境部県民生活課 篠田 卓也 氏

6面:NPO法人の税金について

大城眞徳税理士事務所 安座間 宏 氏

プラザからのお知らせ

イベント紹介

NPO「大学祭で出店！・出展！」

今年の沖縄キリスト教学院大学の学園祭では、学内NPO「ONE LOVE」をはじめ計4団体が学祭に参加することになっています。

学内NPO「ONE LOVE」は、フェアトレード商品の販売&カフェ。NPO法人沖縄O.C.E.A.Nは、教室を貸し出しDVD上映・パネル展示。NPO法人ぶくぶく茶あけしの会は、喫茶をOPEN。学内からボランティアで生徒を募集し、各団体の一員としてかわりブースを盛り上げます。学祭を通して、NPOの周知の場、学生とNPO団体の新しい関わり方のヒントを見つけに行こう。

開催は、11月19日・20日。

wanakio2005「まちの中のアート展」

会期：11/18(金)～11/27(日)

場所：那覇市内各所(前島3丁目地区、農連市場など)

主催：NPO法人 前島アートセンター

連絡先：098-863-0244



NPO法人 前島アートセンター



社会をつなぐアートのか

前島アートセンターのある前島という街は、かつて県内有数の歓楽街として栄えていましたが、暴力団抗争のおおりに受け活気を失い、空き店舗が目立つ状態になっていました。一方、美術関係者の間では、膠着状態にある県立美術館建設の動きに失望感が漂っていました。そんな状況にあった2000年10月、旧高砂殿ビルオーナーの呼びかけで、空き店舗や近隣の飲食店を会場とした「前島3丁目ストリートミュージアム」が開催されました。2週間という短い展示期間でしたが、通りはしばしにぎわいを取り戻したかのように見えました。

この「ストリートミュージアム」が直接的なきっかけとなり、沖縄県内における民間主導の文化の交流・発信拠点となり、その活動を通して地域の活性化を図ることを目的とした定常的なスペースとして、前島アートセンターを設立しました。

センターでは、設立当初から「地域」との関わりを重視した企画をいくつか実施していましたが、2002年からは「wanakio (ワナキオ)」というプロジェクトを継続的に展開しています。「wanakio」とは、「okinawa (オキナワ)」を並べ替えた造語で、地域のすでにある素材を活かしつつ、その良さや特徴を内外部の視点によって見つめ直し、新しい価値を見いだしていく意味が込められています。

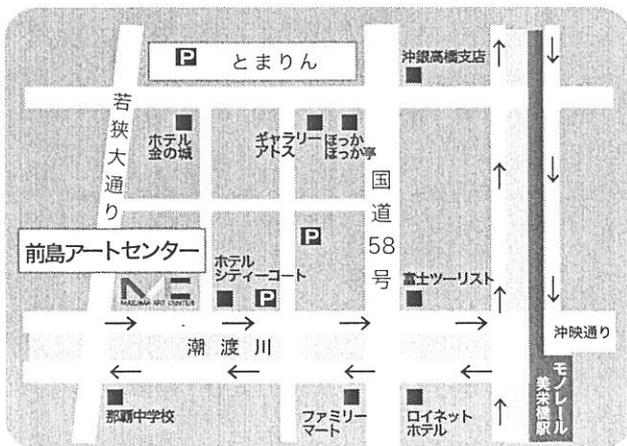
アーティストが地域を訪れ、その地域の歴史やもの、人々とのコミュニケーションを通じて発見、感動を見つけ、現地で作品化していきます。まちの中でアート展を行うのですが、展覧会だけではなく、その制作過程も重視しています。「現代アート」というと”訳のわからない、変わったもの”というイメージを持つ人は多いかもしれないが、その制作過程で、地域の魅力ある素材を

見つけ、コミュニケーションからヒントを得て作品化していくとなると、作品そのものは分からなくても、アーティストと交わることにより、アーティストならではの視点、創造性を体感することができます。

また、「わからない」と言われるのは、形式にとられず、様々な形に姿を変える”アート”の性質のためだとも言えますが、形の定まらないものだからこそ、縦割り構造で固くなった社会の隙間に入り込み、さまざまなものを結びつけることができるのです。

アートというと個人の嗜好性にゆだねられるところが多く、価値判断が曖昧になりがちなのは事実ですが、アートの柔らかさや創造性は、現代社会が抱える課題解決に必要な不可欠なものだと確信しています。

今年も「wanakio2005 まちの中のアート展」は11月18日～27日まで、市街地を中心に市内各所で開催します。まちの中で展開しているアート作品に出会ったら、「アート=わからない」としてしまいう前に、作品に隠れたまちの背景や制作に関わった人(アーティストや地域の方々)について思いを巡らせてはいかがでしょうか？



〒900-0016
那覇市前島3丁目16-2 TAKASAF0ビル1F
TEL/FAX : 098-862-0244
e-mail : macinfo@gosenkobo.net
<http://mac.gosenkobo.net>

wanakio2005

<http://wanakio.com>

「wanakio」は、まちの中で展開する沖縄発の市民参加型現代アート展です。wanakio2005は、市内各地で行われるまちの中のアート展とジャンルや世代を超えて様々なテーマについてディスカッションできるトランスアカデミー（ワナキオ教育プログラム）の2つの柱により構成されています。

まちの中のアート展 11月18日～11月27日

■前島3丁目

沢田山本悦子+新田雅一、Loic Sturani、仲本賢+ストリート系ミュージアム、鄒素芬、上田博文+竹田直樹

■プランタビル（国際通りスターボックス）2F

まめまめちんどん隊、Olver Grajewski、Sean Snyder、sensyu、照屋勇賢+Daragh Reeves

■農連市場

Aia Judes & Anna Bergholm、張惠蘭、Eriv Van Hove & Richard Thomas、黄蘭雅、小沢剛

■久茂地小学校 阪田清子、ギマトモタツ

■えびす通り 安岐理加

■城岳公園 葉偉立

■モノレール駅（県庁前、美栄橋、牧志、安里） Katrin Paul

市内各地を不定期に移動 Asa Stahl & Erik Sadelin



wanakioトランスアカデミーの様子

◎オープニングパーティ

日時：11月18日（金）19:00～

会場：プランタビル（国際通りスターボックス）2F

◎シンポジウム

日時：11月20日（日）19:00～

会場：プランタビル（国際通りスターボックス）2F



まちにでて
遊んで楽しんで
創造しよう！

wanakio2002 まちの中のアート展
Katrin Paul 作品

「建学の精神」とNPO活動 沖縄キリスト教学院とNPOの新しい関係

沖縄キリスト教学院は、1957年、沖縄キリスト教団によって創設されました。建学の理由は太平洋戦争における惨事への反省であり、世界平和を沖縄から発信したいという願いでした。半世紀近くたった今でも、その建学の精神は変わりません。

2003年、それまで短大だけだった学院に、四年制大学が設立されました。人文学部英語コミュニケーション学科のなかには「インターナショナル・サービス」というプログラムがあり、各国大使館、領事館、国連等の国際的機関や、国際的な非営利団体(NPO、NGO等)で働きたいと思う学生の育成を目指しています。実践的な語学教育に加え、平和学、国際ボランティア論、海外ボランティア実習、NPO・NGO論などの科目を選択することで、知識をより深めることができます。

しかしながら、NPO活動に関して多くのみなさんが承知の通り、知識だけではNPO活動を理解することなど、とうてい無理な話です。ここに大学カリキュラムの限界があると思います。それで実践的な活動を通してNPO活動の本質を体験するために、学内に「ONE LOVE」というNPO団体を立ちあげました。サークルでも、委員会でもない新しい形態の学内組織です(法人化はしていません)。メンバーは同じ志を持った学生、職員、教員がひとりの人間として参加します。ONE LOVEの意味は、愛が一つだけしかないということではなく、同じ愛のもとにみんなが心を一つにしようという思いが込められています。

活動としては、中学校の学習支援ボランティア、フェアトレード、大学間平和交流、平和ガイド、キャンパスエコ化計画など、様々なプロジェクトを立ち上げ、各メンバーが自主性をもちながら取り組んでいます。

例えば、フェアトレード活動に関しては、10月22日、2

3日に、佐敷町にあるフェアトレードショップ「風の里」と南風原ジャスコさんの協力を得て、南風原ジャスコ内で出店を体験しました。ネパリー・バザーのスタッフによる講演会や交流を通しての学習、自ら勉強会を開いたりして、意識を高めることもしています。11月19日、20日の学園祭においては、フェアトレード商品によるカフェとショップを開く計画を進めています。その後も、フェアトレードを広く知ってもらうために紙芝居などの教材を作成、小学校や中学校への出前授業などの計画も立てています。

これらの活動の原動力は、やはり学生たちのパワーです。フェアトレード自体が、そもそもヨーロッパにおける学生の運動から産声をあげたことを考えると、決して不思議なことではありません。そこにあるものは、社会を変えていく力と、新しい未来を夢見る希望のエネルギーなのです。この暗い時代において、新しい希望を持って人間らしい平和な「もう一つの世界」を夢見ること。その気持ちと夢を育むことこそが、今の教育に課せられた最重要課題なのです。

平和な世界を夢見て、その希望を沖縄から発信すること。沖縄キリスト教学院が大切に守り続けてきた建学の精神は、市民パワーが大きな高まりを見せる現代の国際社会において、NPO活動という新しいエネルギーと共鳴しながら、新しい輝きを放っているのです。

<沖縄県からのお知らせ>

事務所の住所・電話番号の変更の届出方法について

NPO法人の皆様におかれましては、毎月バナナ通信を送付させていただいておりますが、中には法人設立時の事務所の住所又は電話番号に変更があり、その旨を県庁県民生活課に届け出ることが遅れ、連絡が取りづらくなっているところがあります。助成金情報や、会計講座などの講座開催の通知などの連絡をする際に不都合が生じているため、事務所の住所及び電話番号変更があった場合の手続きについて、まとめたいと思います。

①事務所の住所移転の場合・・・特定非営利活動促進法第二十五条第3項及び第6項で規定されているとおり、事務所の住所変更は「軽微な事項に係る定款の変更」として、特定非営利活動促進法施行条例施行規則第7条で定める第5号様式「定款変更届出書」を所轄庁である沖縄県庁に提出する義務があります。

②事務所の電話番号の変更の場合・・・現在、設立申請時に事務所の電話番号を提出していただいておりますが、もし番号に変更があったときは、早急に連絡を取る場合もありますので、①の「定款変更届出書」を基にした下記様式にて届け出てくださいと思います。また、FAX番号やインターネットのURLなどに変更があった場合にもよろしくお願ひします。

連絡先変更届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名

下記のとおり事務所の電話番号を変更したので、届け出ます。

記

- 1 変更前の電話番号
- 2 変更後の電話番号

沖縄県文化環境部 県民生活課 市民活動推進班

担当：篠田(しのだ)

電話番号:098-866-2187

FAX番号:098-866-2789

E-mail:shinodat@pref.okinawa.jp

=== 知って得する (〇〇) NPOのお金の話! ===

会計講座には、多くの方の参加いただきありがとうございました。講座の時にも、税金についての質問がありましたので、今回は「NPO法人の税金」について見ていきたいと思います。

「NPO法人には税金はかからない、あるいはかかったとしても安い税金ではないの？」
 そのように思っている方いませんか。ところがそうではありません。NPO法人といえども法人税や消費税の対象となります。ではどのような場合にその対象となるのでしょうか。

(1) 法人税法上の「収益事業」を行っている場合は法人税の対象となります。

「収益事業」とは33種類の事業を、継続して事業場を設けて営むことをいいます。

(この事業には、その収益事業の事業活動の一環として、あるいは関連して付随的に行われる行為も含まれます) つまり、

NPO法人の本来事業(定款に記載された目的を達成するための事業)であるか、本来事業以外の事業(その他の事業)であるかは関係なく、法人税法上の33種類の事業に該当する事業があれば法人税の課税の対象となります。

【33種類の事業】

(1)物品販売業(2)不動産販売業(3)金銭貸付業(4)物品貸付業(5)不動産貸付業(6)製造業(7)通信業(8)運送業(9)倉庫業(10)請負業(11)印刷業(12)出版業(13)写真業(14)席貸業(15)旅館業(16)料理飲食業(17)周旋業(18)代理業(19)仲立業(20)問屋業(21)鉱業(22)土石採取業(23)浴場業(24)理容業(25)美容業(26)興行業(27)遊技所業(28)遊覧所業(29)医療保険業(30)技芸・学力教授業(31)駐車場業(32)信用保証業(33)無体財産の提供業

※この33業種の判定は細部にわたると判断が難しくなります。判断に迷うと

きは、税理士や税務署の相談窓口などの専門家に相談されることをお勧めします。

NPO法人が収益事業を開始したときは、その開始した日から2カ月以内に「収益事業開始届出書」を所轄の税務署長に提出しなければなりません。

いったん収益事業を開始したら事業を廃止するまでは、各事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に確定申告をしなければなりません。(例えば3月31日決算人であれば5月31日まで)

また、法人税率は普通法人(株式会社、有限会社など)と同じです。なお、実際に法人税を納付しなければならないのは、法人税法上の利益がでた場合だけで、青色申告を行った場合(「青色申告の承認申請書」の提出が必要)には、赤字ができれば、その赤字を翌年の黒字と相殺することができます。

(2) 消費税は、前々事業年度の消費税の課税の対象となる売上が1,000万円超となった場合に納める義務が発生します。(1,000万円以下(1,000万円を含みます)の場合には消費税を納める義務は発生しません)

例えば消費税の課税の対象となる売上が、

第1期: 1,050万円

第2期: 900万円

第3期: 1,000万円

第4期: 1,100万円

の場合、第1期、2期は前々事業年度はありませんので消費税を納める義務は発生しません。第3期はその前々事業年度(第1期)が1,000万円を超えている(1,050万円)ので消費税を納める義務が発生します。第4期はその前々事業年度(第2期)は1,000万円以下(900万円)となっているので消費税を納める義務は発生しません。

ここで注意すべき点は、消費税の納税義務者になるかどうかは、

消費税の課税の対象となる資産の譲渡等が行われたかどうかで判定するということです。

つまり、(1)の法人税法上の収益事業に該当するかしらないか、そのNPO法人の本来の目的事業であるかそうでないかといったことは関係ないということです。

法人税法、消費税法、それぞれ考え方が異なりますので注意しましょう。

(参考資料)

「NPO法人の設立と運営Q&A」(清文社)

「NPO法人の消費税」(税務経理協会)


 安座間宏
 大城眞徳税理士事務所 部長
 沖縄県NPOプラザ開催の会計講座の専任講師